

富山県共同募金会配分要綱

(配分の目的)

第1条 共同募金会の配分は、社会福祉法の所定の条項に従い寄付者の意志を尊重し、適正かつ社会福祉の増進に効果のあるよう行うことを目的とする。

(配分の範囲)

第2条 共同募金の配分は、富山県内において社会福祉を目的とする事業を行う民間施設又は民間団体であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設、団体
- (2) 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業を行う施設、団体
- (3) 社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体など地域福祉の推進に資する事業を行う施設、団体
- (4) 社会福祉法人富山県共同募金会（以下「本会」という。）において特に必要と認めた施設、団体

(配分の種類)

第3条 前条に規定する施設、団体に対する配分は、次の二種とする。

- (1) 経常費に対する配分
- (2) 臨時費に対する配分

(配分の方針)

第4条 共同募金の配分金は、原則として募集した年の翌年度の事業費にこれを充当する。

ただし、歳末たすけあい募金にかかる配分金及び災害その他緊急に配分する必要のあるものについては、この限りでない。

2 共同募金の配分は、借入金の償還又は利息の補填については、これを対象としない。

(配分欠格条件)

第5条 共同募金の配分は、次の各号の一に該当する施設及び団体の事業に対しては行わない。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、若しくはその責任に属するとみなされる事業
- (2) 事業開始後満1カ年を経過しないもの
ただし、地域福祉推進のための先駆的・開拓的事业など特に必要と認められる事業を実施しようとするもの、及び緊急に必要と認められた事業を開始する場合において将来にわたり当該事業を維持できる見込みがあるものについてはこの限りでない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合等の関係からその対象を特に限定し、一般に開放せず構成員の互助共済を主目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業又は団体
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業
- (5) その名称の如何にかかわらず営利のために行っているとみなされる事業
- (6) 当該年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする施設、団体

- (7) 配分による効果が期待できない事業及び配分金以外の財源をもって実施することが
適当と認められる事業
- (8) 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていない施設
- (9) 国、地方公共団体、J K A、日本財団及び中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受け
て行う事業
- (10) 経営上余裕がある団体、施設

(配分の申請)

第6条 共同募金の配分を受けようとするものは、毎年定める日までに別に定める申請書に必要な書類を添付し、市町村共同募金委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時費に関する申請、県広域を対象とする事業や複数市町村にまたがる事業など特定の地域に属さない事業の申請は、直接本会に提出する。

(配分の決定)

第7条 本会は配分について、あらかじめ社会福祉法人富山県社会福祉協議会長の意見を聞き、受配者及び配分額を本会評議員会の議を経て、理事会で決定する。

(配分の調整)

第8条 配分額の決定は、前条によることを原則とするが、募金の実績額、その他配分決定後にやむを得ない事情が生じた場合は、会長において調整できるものとする。

(受配事業の変更)

第9条 受配者が申請後に止むを得ない事情により、受配事業を変更しなければならないときは速やかに別に定める事業変更申請書を本会に提出し、許可を得なければならない。

(配分金の交付)

第10条 受配者に対する配分金は、原則として配分対象事業完了後に交付する。

(領収書の交付)

第11条 受配者は、配分金の交付を受けたときは、速やかに別に定める配分金領収書を送付しなければならない。

(配分金の経理)

第12条 受配者は、配分金の使途経理について常に内容を明確にしておかななければならない。

(配分金の使途報告)

第13条 受配者は、毎年受配事業完了後、ただちに別に定める事業完了報告書を提出しなければならない。

(配分金の監査)

第14条 受配者は、本会が要求したときは必要な記録及び諸帳簿を提示し、使途の調査を拒むことができない。

(配分の取消)

第15条 次の各号の一に該当するときは、配分金の金額又は一部を返還させることがある。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの
- (2) 経営上不都合があると認めたもの
- (3) 受配事業の一部休止又は廃止したもの
- (4) 配分金を使途事業以外に使用したもの
- (5) 事実と相違した配分申請、又は完了報告を行ったことが発見されたとき
- (6) その他本会の指示に従わなかった場合、又は本会が不相当と認めた場合

附 則

この配分要綱に基づく配分基準は別に定める。
この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
社会福祉法人富山県共同募金会受配規定は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。